

### 高校生のバス通学を応援 通学定期券補助購入



路線バスの利用増進および高校生の保護者の負担軽減のため、市内の乗車区間における路線バス通学定期券購入費用の一部を補助します。

■対象者 市内在住の高校生またはその保護者で、高等学校などに通学するために路線バスの通学定期券を購入する人

※区間運賃 380 円以上で、購入費用に関する他の補助を受けていないこと。

■補助金額 1 年通学定期券を購入した場合、12 万円を超えた額（年間の利用者負担額が 12 万円になります。）

※補助金額を差し引いた金額で購入できます。  
※学期定期の場合、1・2 学期は 4 カ月、3 学期は 3 カ月として計算します。

■申請方法 申請書に必要事項を記入・押印の上、在学を証明する書類（学生証のコピーまたは在学証明書）と住所を証明する書類（マイナンバーカード・保険証など）の写しを添えて、取扱窓口で申請してください。

■取扱窓口

(1) (株)ウイング神姫 篠山営業所（丹波篠山市糯ヶ坪 24-1）☎ 079 - 552 - 1157

(2) (取次店) (株) 関西旅行社（柏原駅構内）☎ 72 - 0325

### 鉄道で通勤・通学する人に 便利な ICOCA 定期券



ICOCA 定期券は、鉄道運賃の定期券機能だけでなく、カードに入金（チャージ）することで電子マネーとしても利用でき、とても便利です。また、定期券区間外では通常の ICOCA と同様に利用できます。

すでに所有している ICOCA にも定期券機能を追加できますので、ぜひ ICOCA 定期券の利用を検討ください。

■市内で ICOCA 定期券を購入できる駅

- ①谷川駅：みどりの券売機プラス
- ②柏原駅：みどりの券売機プラス、ピンク色の自動券売機
- ③黒井駅：みどりの券売機、ピンク色の自動券売機

■磁気定期券から ICOCA 定期券に変更できる駅

- ①谷川駅・柏原駅：みどりの券売機プラス
- ②黒井駅：みどりの券売機

■必要書類（通学用の定期券）

- ①新規購入：通学証明書
  - ②継続購入（年度をまたがる場合）：学生証、直近で使用していた ICOCA 定期券
- ※みどりの券売機プラスからオペレーターを呼び出して購入してください。

※定期券は、利用開始日の 14 日前から購入できます。

※詳しくは JR おでかけネットを確認ください。



JR おでかけ  
ネット

### 定期券 WEB 申込サービス マイ・テイキ



「マイ・テイキ」は、事前にパソコンやスマートフォンから、定期券の購入申込ができる JR の WEB 申込サービスです。申込後はみどりの券売機またはみどりの券売機プラスで通勤・通学定期券をスピーディーに購入できます。

■対象 新規定期券購入の場合のみ



3 月末から 4 月中旬にかけ、定期券を購入する人が駅の窓口に集中します。混雑を解消するため、「マイ・テイキ」を活用ください。

### 申込から受取までの流れ

- 01 学校が発行する通学証明書を準備
  - 02 申込 WEB サイトで購入情報を入力
  - 03 通学証明書をアップロード
  - 04 承認完了通知をメールで受け取り後、購入可能
  - 05 利用開始日までにみどりの券売機で受取
- ※通勤定期券の場合は、02 と 05 のみで受取可能

### 受取時

現金またはクレジットで支払ってください。申込完了時に発行される「2 次元コードをみどりの券売機にかざす」または「予約番号と登録した電話番号の入力」でスピーディーに受取できます。

詳しくは  
「マイ・テイキ」  
で検索ください



マイ・テイキ

もうお済みですか 

## 児童手当制度改正に伴う手続き

 社会福祉課 (本庁第2庁舎内)  88 - 5287

児童手当制度改正に伴い、次の①～③に該当する人は、新たに申請が必要です。該当者には令和6年9月中旬に申請勧奨通知を送付しています。

### ■対象

- ①現在、所得超過のため児童手当を受給していない。
- ②高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末まで)の子のみを養育している。
- ③現在、児童手当を受給している。

■提出先 社会福祉課または各支所窓口

■申請期限 3月31日(月)必着

※市外に住所を有する児童を養育しているなど、新たな支給要件に該当しているが通知等が届いていない場合や、その他不明なことがある場合は問い合わせください (公務員の場合は勤務先に問い合わせください)。

### 児童手当制度改正のポイント

#### 3月31日(月)までに申請した場合

令和6年10月分まで遡って手当を支給します。

#### 4月1日(火)以降に申請した場合

申請月の翌月分から手当を支給します。

※令和6年10月分まで遡った支給はできません。

受講生募集! 

## 普通救命講習会

 消防署 (消防本部内)  72 - 2255

突然、心臓や呼吸が止まってしまった人を救うためには、その場に居合わせた人の救命措置が大切です。応急手当を学ぶ講習会を開催します。

■とき 4月19日(土)午前9時～正午

■ところ 消防本部 訓練室

■対象 中学生以上

■内容 心肺蘇生法 (人工呼吸・胸骨圧迫・AED) や応急手当

■定員 20人程度※先着順

■申込方法 電話または申込フォーム

■申込期限 4月14日(月)

■その他 実技があるため、動きやすい服装で参加ください。



申込フォーム

名称が変わります 

## 子ども・若者サポートセンター

 社会福祉課 (本庁第2庁舎内)  88 - 5272

4月1日から、子ども・若者サポートセンターの名称が「地域つながりセンター ここから」に変わります。新たなセンターの名称には子ども、若者に限らず利用者が地域の中で「ここから」つながる出発点のようなセンターにしていきたいという意味が込められています。

■ところ 現丹波市子ども・若者サポートセンター (氷上町香良42番地)

■対象 生きづらさを抱える人やその家族

■内容 専門員による相談、フリースペースを活用した居場所の提供、各種セミナーの実施など

開所日など、詳しくは市のホームページを確認ください。



令和7年度を受講生募集! 

## TAMBA シニアカレッジ

 市民活動課 (氷上住民センター内)

 82 - 0409  82 - 4370

TAMBA シニアカレッジでは、健康や医療、防災など全10講座の中から好きな講座を受講することができます。全10回の座学や現地学習が行われ、学びや仲間づくりなど心豊かな高齢期を過ごすことができる教養講座です。

■申込期限 4月18日(金)

■対象 市内在住・在勤のおおむね60歳以上

■定員 各100人 (一部講座を除く)

■料金 年間3,000円

■申込方法 申込書を市民活動課または各支所・住民センターへ提出。申込フォーム、FAXからも申し込むことができます。



申込フォーム

## 第6回丹波アートコンペティション

# 大賞受賞作品を発表！

☎文化・スポーツ課（春日文化ホール内） ☎74 - 1050

全国から創作意欲あふれる独創的な作品を募集する「第6回丹波アートコンペティション」に、合計244点の出品がありました。審査の結果、175点の作品が入賞・入選となり、2月18日～23日の間、春日文化ホール・春日住民センターで展示されました。

同月23日に行われた表彰式では、書部門で大賞を受賞した丹波市在住の高杉さんらが受賞の喜びを語りました。高杉さんは、「これまで以上にレベルを上げて、自分の力を最大限に発揮することができ、とても思い入れのある作品となった」と喜びを語りました。



平面・立体・書・写真の4部門の大賞受賞作品を紹介します。



### 平面部門大賞

田中寿之さん（大阪府）  
 作品名「あかい靴下」



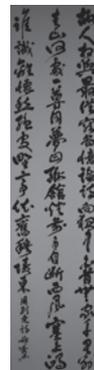
### 写真部門大賞

西村俊裕さん（三田市）  
 作品名「滝春秋」



### 立体部門大賞

三原航大（神戸市）  
 作品名「alone」



### 書部門大賞

高杉竹秀（朱美）（丹波市）  
 作品名「寄沂陽劉廷鎮員外」

## 市島複合施設の名称が HP

# 愛育ピアいちじまに決定

☎文化・スポーツ課（春日住民センター内） ☎88 - 5057

令和8年にオープンを予定している市島複合施設の名称が129人の応募の中から、「愛育ピアいちじま」に決定しました。

### 【名称に込められた思い】

市島地域にあるライフピアいちじま、スポーツピアいちじまのピアと、新施設には愛育館の機能が移転されることから、愛育とピアをつないだ愛育ピアいちじまとしました。

### 愛育ピアいちじま

市島支所と市島農村境改善センターの敷地内に「支所機能」および「体育館機能」を備えた複合施設として整備をすすめています。



愛育ピアいちじまの完成イメージ図

11月10日(月)まで 

## 有害鳥獣捕獲活動を実施

☎ 農林振興課(春日庁舎内) ☎ 88 - 5029

シカやイノシシの農林業被害を防止するため、市内全域で銃器や箱わな、くくりわなを設置する有害鳥獣捕獲活動を実施します。

■とき 4月1日(火)～11月10日(月)

■ところ 市内全域

■注意事項 上記期間内に山に入る場合は、①目立つ服装をする②ラジオなどの音の出るものを携帯する③設置しているわなにはむやみに近づかないなど、事故防止に協力をお願いします。また、入山の予定が決まっている場合は、「日時・場所・人数」などを事前に農林振興課まで連絡してください。



山すそや田畑付近に設置されている箱わな

出没・痕跡情報が寄せられています 

## ツキノワグマに注意

☎ 農林振興課(春日庁舎内) ☎ 88 - 5029

近年、民家近くでクマの出没、痕跡情報が多く寄せられています。

これから、冬眠が終わり、エサを求めて活動する時期を迎えます。クマは夕方から早朝の間、食べ物を求めて民家周辺に出没する可能性があるため、外出の際には十分注意してください。また、山に入る際には鈴やラジオなど、音の鳴るものを必ず携帯してください。

なお、クマを目撃した場合は、農林振興課まで連絡してください。

協力ください!

### クマを寄せ付けないために

- ①柿や栗などは早めに収穫し、収穫しない果樹は伐採する。
- ②ペットフードや収穫した農作物などは屋内に収納する。
- ③家庭ごみは、ごみ収集日の朝に出し、野外に放置しない。
- ④田畑への残飯まきをしない。

### ◆土地・家屋の価格などの縦覧

固定資産各種の 

## 縦覧および閲覧・通知のお知らせ



☎ 税務課(本庁舎内) ☎ 82 - 2003

令和7年度固定資産税に係る土地・家屋の価格などの縦覧を行います。土地・家屋にかかる情報や評価額を確認できます。

■とき 4月1日(火)～6月2日(月) ※土日祝日を除く

■縦覧場所 税務課

■縦覧内容

①確認できる内容 市内土地の所在地番・地目・地積・評価額

②確認できる人 市内土地の納税義務者

③確認できる内容 市内家屋の所在地番・家屋番号・種類・構造・建築年・

床面積・評価額  
②確認できる人 市内家屋の納税義務者

### ◆令和7年度分の課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者などは、年間を通じて、本人が所有する物件について固定資産課税台帳を閲覧できます。令和7年度の評価額は4月1日(火)から閲覧できます。

### ◆本人確認等について

縦覧および閲覧には、本人確認できる書類が必要です。第三者が申請する場合は、委任状も必要です。申請者が名義人の相続人であるときは、その旨を確認できる書類が必要です。

また、法人が納税義務者である場合は、法人の代表者印または社印、もしくは法人の代表者印または社印が押印された委任状が必要です。

### ◆納税通知書を発送します

令和7年度の固定資産税納税通知書を、5月上旬に各納税義務者へ発送します。土地・家屋の評価額などを記載した課税明細書を確認のうえ、納期限までに納付してください。

## 令和7年度狂犬病予防 集合注射は実施しません

問 環境課（本庁舎内） ☎ 82 - 1290

例年4月・5月に実施していた狂犬病予防集合注射を令和7年度は実施しません。生後91日以上の犬を飼育している人は、動物病院または獣医師で注射を受けてください。



■注射と同時に注射済票が交付できる病院

- ①小川動物病院 ☎ 82 - 5199 氷上町石生 1984 - 4
- ②小森獣医科病院 ☎ 82 - 1132 氷上町市辺 207 - 1
- ③はた動物病院 ☎ 71 - 4390 春日町野村 2543 - 2

※上記の病院以外で狂犬病予防注射を受けた場合は獣医師の証明書を持って市役所または各支所の窓口で、狂犬病予防注射済票の申請を必ず行ってください。交付手数料は550円です。

※注射費用は各動物病院、または獣医師に確認してください。

※狂犬病は致死率100%とも言われる病気です。感染を防ぐため、必ず予防注射を受けてください。  
※既に飼い犬がない場合や登録内容に変更がある場合は、環境課まで連絡ください。

## もしものときの避難生活に備えて ポータブルスポットエアコン寄贈

問 くらしの安全課（本庁舎内） ☎ 82 - 0250

災害時に長期間停電等が発生した際に、高齢者や乳幼児、健康状態に不安のある方に適切な環境で避難生活を送っていただくため、JA共済連兵庫様とJA丹波ひかみ様から、ポータブルスポットエアコン5台を寄贈いただきました。避難所の更なる充実をめざして、共済掛金の一部から防災資機材を3年計画で寄贈いただいているもので、避難者用ベッドや蓄電池とあわせて活用させていただきます。



まさかず  
林市長に目録を手渡す藤原昌和代表理事組合長（右）

## 「耐震診断を受けたい」「耐震改修をしたい」人は 簡易耐震診断推進事業などを利用ください

問 都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364



### 共通項目

■対象 市内にある住宅の所有者※①は代理申請可

■対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。店舗併用住宅は、住宅用途部分が延べ床面積の2分の1を超えるもの。

■受付期間 4月1日（火）から11月28日（金）まで※③と④は9月30日（火）まで

### ①簡易耐震診断推進事業

住宅の耐震性を指定の耐震診断員が診断する場合、その費用を補助します。

■補助金 木造戸建ては全額※木造戸建て以外または市外の診断員が実施する場合などは一部負担あり。

### ②耐震改修計画策定

耐震性が低いと診断された住宅の、耐震改修のための計画策定費用の一部を補助します。

■補助金 費用の6分の5または25万円のどちらか低い額

### ③耐震改修工事

②を実施し、耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

※兵庫県の「住宅改修業者登録制度」に登録のある業者が行う工事のみ対象。

■補助金 対象工事費が300万円以上の場合、定額130万円※対象工事費が300万円以下の場合には工事費によって補助額が変動します。※所得制限有。兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）の加入が必要。

### ④建替工事

耐震性が低いと診断された住宅を建て替える場合、費用の一部を補助します。

■補助金 対象工事費の4分の1※上限100万円。※所得制限有。兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）の加入が必要。